南房総市定例記者会見

日時　令和７年４月２５日（金）

午前１０時３０分から

場所　市役所本庁舎 本館２階 第１会議室

【会見項目】

項目１　令和７年度予算をわかりやすく解説　「ことしの予算」を発行

項目２　奨学金返還支援制度について

項目３　がん患者医療用補整具購入費等助成事業

項目４　「帰農者等支援事業補助金」制度を創設

【その他】

令和７年５月の行事予定

【次回の記者会見日時】

日時　令和７年５月２９日（木）　午前１０時３０分から

場所　市役所本庁舎 本館２階 第１会議室

南房総市総務部秘書広報課

TEL0470-33-1002・FAX0470-20-4591

南房総市
MINAMIBOSO

定例記者会見　令和７年４月２５日　開催

会見項目№１

令和７年度予算をわかりやすく解説
「ことしの予算」を発行

令和７年度「ことしの予算」を、４月１０日に発行いたしました。

「ことしの予算」は、市民のみなさんに、市の予算が何に使われているのか、具体的な内容をできるだけわかりやすくお知らせするための冊子として、平成１９年度から毎年度発行しています。

令和７年度南房総市の一般会計予算は、２７４億３，７００万円となっています。

南房総市の最大の魅力である豊かな自然を活かした「自然との共生」による各種施策をはじめ、「子育て・教育環境の充実」、「移住・定住の促進」、「仕事づくりの応援」など、市民の皆さまに、活用してもらいたい、知ってもらいたい事業を中心に掲載しています。

ぜひ、「ことしの予算」をご覧いただき、各分野における主な施策や将来的な市財政の見通しなどをご確認ください。

【参考情報】添付資料　冊子「ことしの予算」

15,000 部作成、全戸配布

サイズ：Ａ４判、ページ数：２４頁

平成１９年度から毎年発行

【問い合わせ】
南房総市 総務部 企画財政課 財政係　　担当者：石井
電話：０４７０－３３－１００１　　ＦＡＸ：０４７０－２０－４５９８

南房総市
MINAMIBOSO

定例記者会見　令和７年４月２５日　開催

会見項目№.２

奨学金返還支援制度について

南房総市では、職員採用試験の受験者が減少する中で、地域を支える優れた人材を確保するため、令和８年４月より新規に採用された専門職の職員に、日本学生支援機構から貸与を受けた第一種奨学金及び第二種奨学金の一部を補助する制度を実施します。

〇補助内容

対象奨学金　：日本学生支援機構の第一種奨学金
　　日本学生支援機構の第二種奨学金
対　象　者　：南房総市職員として新規に採用された保健師、保育教諭、福祉職、建築技師及び土木技師（申請時点で３０歳未満）
補　助　額　：年間最大１２万円（１か月につき１万円限度）
補助の方法　：代理返還制度を活用し、市が日本学生支援機構に返還額を直接支払います。
補助対象期間：最大５年間

〇代理返還制度〇

奨学金返還支援（代理返還）制度とは、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた従業員に対し、企業等が返還金額の一部または全額を代理で返還する制度です。

【参考情報】

【問い合わせ】
南房総市 総務部 総務課 人事給与グループ　　担当者：小原
電話：0470-33-1025　　ＦＡＸ：0470-20-4598
ｅ-mail アドレス：somu@city.minamiboso.lg.jp

南房総市
MINAMIBOSO

定例記者会見　令和７年４月２５日　開催

会見項目№.３

がん患者医療用補整具購入費等助成事業

市では、がん患者 QOL 向上事業として、若年がん患者の在宅療養に必要なサービス費用の助成に加え、新たにがん治療による外見の変化を補完する医療用補整具購入費等助成事業を令和7年4月から始めました。

1　助成の対象者となる方（次のすべてに該当する方）
（1）　申請日時点で、市内に住所を有するがん患者（がんの治療を受けた方、または現在治療中の方）
（2）　がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等において対処する医療用補整具を購入またはレンタルした方
（3）　過去に同様の助成を受けていない方

2　対象となる医療補整具と助成の上限額
医療用ウィッグとエピテーゼ（がんの治療に伴い欠損した部位を補うために体表に取り付けられる人工物（乳房、乳頭、鼻、耳等））はそれぞれ上限額 5 万円、胸部補整具は上限額 2 万円を助成します。

3　申請から補助金交付までの流れ
申請書（要押印）、領収書（原本）、がんの治療を受けたことが分かる書類、振込口座が確認できる通帳等の写しを三芳保健福祉センター健康推進課窓口へ、購入（レンタル）から１年以内に提出してください。申請内容の審査終了後に指定された口座に振り込まれます。

4　注意点
・各種別ごと1回のみ（同種類の複数の購入・レンタルはまとめて申請してください）
・送料や手数料は助成の対象外
・令和7年4月1日以降に購入・レンタルしたものが対象
・上限額または実費のうちいずれか少ない額を助成

【参考情報】
南房総市がん患者医療用補整具購入費等助成事業チラシ
南房総市若年がん患者在宅療養生活支援事業チラシ

【問い合わせ】
南房総市保健福祉部健康推進課　担当者：久保田
電話：0470-36-1154　　ＦＡＸ：0470-29-7271
ｅ-mail アドレス：kenkosuishin@city.minamiboso.lg.jp

南房総市
MINAMIBOSO

定例記者会見　令和７年４月２５日　開催

会見項目No.４

「帰農者等支援事業補助金」制度を創設

本市では、新たな就農機会を捉えて就農意欲を喚起するとともに、多様な担い手を確保・育成することを目的として、定年退職や離職等を機会に農業経営を開始する方（帰農者等）が導入する農業用の機械・設備等の取得を補助金で支援する「帰農者等支援事業補助金」制度を創設しました。

１．対象者の要件
申請時に、次の要件をすべて満たす方が対象となります。
(1) 交付申請時に、５０歳以上７０歳以下の者
(2) 市内に住所を有する者
(3) 退職又はそれに準ずる日から２年以内であること
(4) 交付申請時に、本人又は農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第２項に該当する世帯員等が市内に農地を１０a 以上所有又は賃借していること（今後、所有又は賃借が確実に見込まれる者を含む）
(5) 交付申請時から起算して、過去２年間にわたって農産物の出荷、取引の実績がないこと
(6) 交付申請時、今後３年以上にわたって概ね３０a 以上の農業経営に関する計画を有し、申請者名義で出荷、取引をすることが確実に見込まれる者
(7) 過去にこの補助金の交付を受けた者でないこと
(8) 市税の滞納がないこと　など

２．補助対象経費
１件につき 10 万円以上の農業用の機械、設備等
※ただし、農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性が高いもの、家畜、果樹苗、機械等の取得に係る諸経費等は対象外

３．補助率・補助上限額
補助対象経費の１０分の３以内　上限３０万円

【参考情報】

【問い合わせ】
南房総市 農林水産部地域資源再生課 農業支援係　　担当者：押元
電話：0470-33-1073　ＦＡＸ：0470-20-4592
ｅ-mail アドレス：nogyosien@city.minamiboso.lg.jp

南房総市月間行事予定表（令和７年５月分）

南房総市総務部秘書広報課　電話0470-33-1002

変更	日	曜日	行事名	時間	場所	内容	問い合わせ	電話番号
	5/2	金	春の星空観察～春の大曲線や春の大三角形を見つけよう～	19:15～21:00	丸山公民館	春の大曲線や春の大三角形を手掛かりに、しし座やおとめ座などの春の星座や一等星について解説を受けながら観察します。 講師：岩波正弥氏　定員30名　参加費：無料　曇天時5/3（土）に延期	丸山公民館	46-4031
	5/4	日	ぴわっこガーデン	10:00～12:00	富浦中央児童遊園	子どもたちの遊ぶ場を提供しています。 申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。	富浦地域づくり協議会「さざなみ」	33-3412
	5/7	水	消費者相談	10:45～16:00	※予約時にお伝えします	多重債務相談・サービス・商品に関する相談・苦情　※来所による相談は、要予約	商工課	33-4300
	5/8	木	にこにこ教室	10:00～10:45	子育て支援施設ほのぼの	親子遊びや制作などを紹介します。対象：（くま組）R4.4.2～R5.4.1　（ぞう組）R3.4.2～R4.4.1　定員10組程度　要予約　申込期限：前日	子ども家庭支援室「ほのぼの」	40-5111
	5/8	木	市原歴史探訪～古代上総国中心部を訪ねる～	8:20～16:00	旧三芳幼稚園跡地	古代上総国中心部、市原郡衛周辺、国分寺、国分尼寺の探訪　講師：植田正代　定員28名　参加費800円	丸山公民館	46-4031
	5/9	金	人権相談	13:30～16:00	富山岩井ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	いじめ、家庭内の問題に関する相談	市民課	33-1051
	5/10	土	絵本はともだち	10:00～11:30	三芳農村環境改善センター	絵本の読み聞かせ	図書館	40-1120
	5/10	土	千倉おはなし会「しおまねき」	10:30～11:15	図書館	絵本の読み聞かせ	図書館	40-1120
	5/10	土	絵本読み聞かせ教室（和田）	10:00～11:00	和田地域福祉センターやすらぎ	絵本の読み聞かせ	図書館	40-1120
	5/11	日	ちくら漁港朝市	8:00～12:00	千倉漁港前広場	毎月第2・第4日曜日開催。鮮魚・加工品、地元新鮮野菜、地元特産品などを販売	千倉地域づくり協議会『きずな』	44-1113
	5/11	日	とみうら絵本だいすきの会	11:00～11:30	とみうら元気倶楽部	絵本の読み聞かせ	図書館	40-1120
	5/12	月	転ばぬ先の健康体操～いつでもどこでもだれでもできる体操～	10:00～11:00	丸山公民館	いつでもどこでもだれでもできる効果的な体操を覚えて、みんなで楽しく運動しましょう　講師：丸山公民館職員　定員10名　参加費：無料	丸山公民館	46-4031
	5/13	火	にこにこ教室	10:00～10:45	子育て支援施設ほのぼの	親子遊びや制作などを紹介します。対象：（ひよこ組）6か月まで　定員10組程度　要予約　申込期限：前日	子ども家庭支援室「ほのぼの」	40-5111
	5/14	水	人権相談	13:30～16:00	ちくら介護福祉センターゆらり	いじめ、家庭内の問題に関する相談	市民課	33-1051
	5/14	水	ウォーク丸山あたり10～真野寺にて朝日浴びれば運開く～	8:50～15:30	丸山公民館	真野寺から館山市大井を通って日運寺に向かい、別ルートで戻ってきます。 定員30名　参加費：無料　講師：殿岡崇浩氏	丸山公民館	46-4031
	5/14	水	ロコモ体操教室	13:30～15:00	原岡区公会堂	転ばぬ先の健康体操、新聞紙体操、タオル体操、踏み台昇降、お国自慢編ラジオ体操、脳トレなど。申し込みは不要です。運動ができる服装で、お気軽に参加ください。	富浦地域づくり協議会「さざなみ」	33-3412（平日8:30～17:00）
	5/15	木	3歳児健康診査	個別連絡	千倉保健センター	令和3年12月までに生まれた4歳未満のお子さんを対象とする健康診査	子ども家庭支援室	46-3112
	5/15	木	法律相談	13:00～16:40	ちくら介護福祉センターゆらり	相続などの相談に司法書士が応じます。要予約	社会福祉協議会	29-3729
	5/16	金	園庭解放に伴う子育て相談	10:00～15:00	三芳子ども園	スタッフが子ども園に出向いて子育ての疑問などにお答えします	子ども家庭支援室「ほのぼの」	28-4595
	5/17	土	高家神社　春の例祭	10:00～13:00	高家神社	祭典の後、五穀豊穣と豊漁を祈願し四條流一門による庖丁式の奉納があります。	高家神社	44-5625
	5/17	土	多肉植物の栽培場見学と寄せ植え体験	9:00～12:00	和田地域福祉センターやすらぎ	多肉植物の栽培場の見学と寄せ植えを体験して育て方や管理方法を学びます　講師：ホビーファーム髙橋　髙橋幸男氏　定員20名　参加費1000円	丸山公民館	46-4031
	5/17	土	絵本おはなし会	10:00～11:00	子ども家庭支援施設ほのぼの	絵本の読み聞かせ	図書館	40-1120
	5/17	土	おはなしだいすき「あひるの会」	10:30～11:30	富山岩井ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	絵本の読み聞かせ	図書館	40-1120
	5/18	日	第13回グラウンドゴルフ大会　丸山オープン　・　モルック大会	13:00～	丸山運動広場 （グラウンドゴルフ受付：12:30～ モルック大会受付：15:15～）	参加資格：丸山地区に在住・在勤・在学の小学生以上　参加費：1人100円　申込期限：令和7年5月8日17時まで　競技方法：㈱日本グラウンドゴルフ協会規定準用し、一部ローカルルールを適用　個人戦8ホール×2ゲーム	郷づくりまるやま	46-2388
	5/18	日	富浦お田植祭	9:00～12:00	富浦子ども園そばの奨太さんの田んぼ	泥んこまみれになって楽しく田植えしよう　参加資格：誰でも　用具不要　田植え長靴でも裸足でも可　定員100人　実施詳細は申込された方へメールにて案内	富浦地域づくり協議会「さざなみ」	33-3412
	5/19	月	消費者相談（高齢者優先）	10:45～16:00	※予約時にお伝えします	多重債務相談・サービス・商品に関する相談・苦情　※来所による相談は、要予約	商工課	33-4300
	5/19	月	ぴわっこガーデン	10:00～12:00	富浦中央児童遊園	子どもたちの遊ぶ場を提供しています。 申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。	富浦地域づくり協議会「さざなみ」	33-3412
	5/20	火	4か月・9か月児相談	13:00～14:00	三芳保健福祉センター	令和6年12月生まれと令和6年7月生まれの子どもを対象とする健康相談	子ども家庭支援室	46-3112
	5/20	火	親子体操教室	10:00～11:00	子育て支援施設ほのぼの	体操の先生と一緒に身体を動かして遊びます　締切前日	子ども家庭支援室「ほのぼの」	40-5111
	5/20	火	富浦の偉人紹介2～昭和・八束編～	9:00～12:00	南房総市役所	富浦の偉人シリーズの「昭和・八束編」として、八束地区の2人を取り上げます。 講師：忍足利彦氏　定員25名　参加費：無料	丸山公民館	46-4031
	5/21	水	にこにこ教室	10:00～10:45	子育て支援施設ほのぼの	親子遊びや制作などを紹介します。対象：（りす組）7か月まで　定員10組程度　要予約　申込期限：前日	子ども家庭支援室「ほのぼの」	40-5111
	5/21	水	ふらっとフットパス110	8:50～11:45	旧松尾商店の隣の空き地	今回のフットパスは、平群の風景を楽しみ、水野家のお花畑も訪れます。また、「乃木将軍の遺書報道」で名を上げた新聞記者：座間止水の生家を巡り、彼の功績について考えます。 令和7年4月23日（水）申込開始　募集：30名程度　参加費：500円	富山地域づくり協議会「ふらっと」	57－3000（平日のみ）
	5/23	金	行政相談	13:30～16:00	とみうら元気倶楽部	年金・保険など国の行政全般に関する意見や要望	秘書広報課	33-1002
	5/25	日	ちくら漁港朝市	8:00～12:00	千倉漁港前広場	毎月第2・第4日曜日開催。鮮魚・加工品、地元新鮮野菜、地元特産品などを販売	千倉地域づくり協議会『きずな』	44-1113
	5/25	日	白渚ビーチクリーン	8:00～8:40	和田町白渚海岸	毎月月末日曜日に白渚海岸にてチーム花鯨主催にてビーチクリーン活動を実施	和田地域センター地域づくり支援員	47-3427
	5/27	火	富山ふるさとかるたウォーク6	9:00～14:30	富山学園南側市営駐車場	「富山ふるさとかるた」に詠まれた4カ所を歩きます。岩井の歴史を歩きながら学びかるたも行います。明治時代に「福原オレンジ」を開発した福原周平氏の生誕地もあわせて巡ります。 参加費：無料　動きやすい服装　飲み物持参　荒天時は5月28日（水）に延期	丸山公民館	46-4031
	5/28	水	ロコモ体操	13:30～15:00	原岡区公会堂	転ばぬ先の健康体操、新聞紙体操、タオル体操、踏み台昇降、お国自慢編ラジオ体操、脳トレなど。申し込みは不要です。運動ができる服装で、お気軽に参加ください。	富浦地域づくり協議会「さざなみ」	33-3412
	5/29	木	みよし探訪 「ホタル観賞会」	18:45～20:00	三芳農セ玄関前集合 観賞場所：中堰	講師：小林洋生氏　参加費：1人300円　定員：20人程　服装は長袖・長ズボン・運動靴や長靴（※サンダル不可）　雨天時は室内でホタルについての講演となります。 要申込　先着で定員になり次第、受付終了	地域づくり協議会「みよし」	36-1185
	5/30	金	1歳6か月児健康診査	個別連絡	千倉保健センター	令和5年11月までに生まれた2歳未満のお子さんを対象とする健康診査	子ども家庭支援室	46-3112

※各行事は変更になる場合がありますので、正確な予定につきましては各担当課・主催者へお問い合わせください。

行　事　計　画　　（令和７年４月２３日～令和７年５月３１日）

月　　日	内　　容	担 当 課	場　　所
4　月　25　日	南房総市教務主任会議①（園主任・主任保育士参加）	子ども教育課	丸山公民館
4　月　25　日	令和7年度南房総市子ども会育成会連絡協議会総会	生涯学習課	三芳農村環境改善センター
4　月　27　日	令和7年度南房総市青少年相談員連絡協議会総会	生涯学習課	三芳農村環境改善センター
5　月　9　日	令和7年度関東ブロックＢ＆Ｇ財団地域海洋センター連絡協議会第20回総会	生涯学習課	笹川平和財団ビル
5　月　11　日	総合型地域スポーツクラブドルフィン定期総会	生涯学習課	千倉総合運動公園
5　月　11　日	令和7年度南房総市スポーツ協会総会	生涯学習課	館山シーサイドホテル
5　月　13　日	令和7年度南房総市ＰＴＡ連絡協議会総会	生涯学習課	とみうら元気倶楽部
5　月　15　日	第37回南房総市長杯争奪グラウンドゴルフ大会	生涯学習課	丸山運動広場
5　月　15　日	令和7年度千葉県Ｂ＆Ｇ財団地域海洋センター連絡協議会定期総会	生涯学習課	橘ふれあい公園（香取市）
5　月　16　日	令和7年度安房地区社会教育委員連絡協議会総会	生涯学習課	とみうら元気倶楽部
5　月　16　日	令和7年度家庭教育学級開設説明会	生涯学習課	丸山公民館
5　月　17　日	旧尾形家住宅一般公開	生涯学習課	旧尾形家
5　月　18　日	第7回南房総市混合バレーボールＯＰＥＮ大会	生涯学習課	富山ふれあいスポーツセンター
5　月　22　日	令和7年度安房郡市ＰＴＡ連絡協議会総会	生涯学習課	鴨川市役所
5　月　29　日	令和7年度第1回南房総市社会教育委員会議	生涯学習課	丸山公民館
5　月　29　日	令和7年度第1回南房総市公民館運営審議会会議	生涯学習課	丸山公民館
5　月　2　日	南房総市ICT操作研修①	子ども教育課	嶺南中学校
5　月　7　日	南房総市幼稚園教育研修会（総会）	子ども教育課	富山子ども園
5　月　8　日	南房総市副園長・教頭会議①	子ども教育課	丸山公民館
5　月　9　日	南房総市特別支援教育専門家チーム会議①	子ども家庭支援室	丸山公民館
5　月　14　日	南房総市学校事務共同実施運営協議会① 南房総市学校事務共同実施②	子ども教育課	丸山公民館
5　月　20　日	令和７年度千葉県市町村教育委員会連絡協議会並びに特別講演	教育総務課	流山市文化ホール
5　月　20　日	南房総市一斉防災訓練（小中学校）	子ども教育課	各小中学校
5　月　21　日	南房総市一斉防災訓練（幼稚園）	子ども教育課	各幼稚園
5　月　28　日	南房総市特別支援コーディネーター会議	子ども家庭支援室	丸山公民館

がん治療による外見の変化にお悩みの方へ

南房総市では、外見の変化を伴うがんを治療中の方、または受けていた方の、ウィッグや補整具等の購入（レンタル）費用の一部を助成します。

【対象者】

次の1～3のすべてに当てはまる方
（対象者が未成年の場合は、保護者または未成年後見人が申請）
1　申請日時点で、市内に住所を有するがん患者（がんの治療を受けた方、または現在治療中の方）
2　がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等において対処する医療用補整具を購入またはレンタルした方
3　過去に同様の助成を受けていない方

【対象となる医療補整具と助成の上限額】

種別	対象	助成額
ウィッグ	・ウィッグ（毛付き帽子も含む） ・ウィッグ装着時に必要なネットやインナーキャップ ×付属品およびケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）は対象外です。	**上限５万円**
胸部補整具	・補整下着（サイズ調整やカット費含む） ・ブレストバンド ・補整用シリコンパッド ・人工ニップル（胸部補整具の着脱に必要な接着剤や剥離剤を含む）	**上限２万円**
エピテーゼ※	・乳房、乳頭、鼻、耳等 （再建術等によって体内に埋め込まれたものは除く）	**上限５万円**

※エピテーゼとは、がんの治療に伴い欠損した部位を補うために体表に取り付けられる人工物（乳房、乳頭、鼻、耳等）をいう。

【注意点】

・各種別ごと１回のみ（同種類の複数の購入・レンタルはまとめて申請してください）

・送料や手数料は助成の対象外

・令和７年４月１日以降に購入・レンタルしたものが対象

・上限額または実費のうちいずれか少ない額を助成

【よくある質問】

Q1　申請できる補整具等はそれぞれ１つまでですか？
A1　補整具等の区分ごとに、複数個の申請が可能です。ただし、申請は１回限りですので、まとめて申請をしてください。また、複数購入の場合でも助成対象額の上限は変わりません。
Q2　ウィッグは医療用のものが助成対象ですか？
A2　いいえ。医療用でなくても助成対象です。

【申請から補助金交付までの流れ】

1 補整具等の購入またはレンタル

購入またはレンタル時には必ず領収書を受け取ってください。

2 補助金の申請･請求

購入・レンタルを開始した日の翌日から１年以内に申請して下さい。

下記の書類を三芳保健福祉センター健康推進課窓口へ提出してください。

□申請書（要押印）

□がんの治療を受けたことが分かる書類（診断書、診療明細書、治療方針計画書など）

□領収書（原本）※宛名、購入（レンタル開始）日、金額、品目、発行元の記載があるもの

□カタログ・品名・品番・メーカー等がわかるものの写し（領収書に記載のない場合）

□レンタルの場合は契約書の写し

□振込口座（申請者名義）が確認できる通帳等の写し

3 助成費の支払い

申請内容の審査終了後、交付決定通知書（兼額確定通知書）を郵送し、申請時に指定された口座に助成金を振り込みます。（助成要件を満たさない場合、不交付決定通知を郵送します。）

【問い合わせ】

健康推進課
TEL：0470-36-1154
Mail：kenkosuishin@city.minamiboso.lg.jp

ホームページはこちら☞

南房総市若年がん患者在宅療養生活支援事業

南房総市では、若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、介護保険の対象ではない４０歳未満のがん患者の方が居宅サービスを利用する際に、その費用の一部を助成します。

【助成の対象となる方】

（次のすべてに該当する方）

１　南房総市に住所を有する４０歳未満の方

２　がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わない方に限る。）

【対象となるもの】

〇訪問介護（ホームヘルプ）

〇訪問入浴介護

〇福祉用具貸与

例：車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖、移動リフト（つり具を除く）など

〇福祉用具購入

例：腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具など

※上記以外のもので対象かどうか不明なものは、お問い合わせください。

※他の事業（医療保険を含む）において、上記と同様のサービスを受けることができる方は対象外となります。

【助成金額】

〇1 か月あたりのサービス利用料に対し、上限６万円を基準とし、サービス利用料の９割相当額を助成します。（１割は自己負担）※生活保護を受けられている方は、最大６万円を助成します。

〇助成金は償還払いとなるため、サービス利用料は、いったんは、全額負担していただきます。また、南房総市からの助成額の上限は、最大で１か月あたり５万４千円になります。助成額を上回る利用料については、ご本人の負担となります。

【申請から助成金交付までの流れ】

1　利用申請と決定（申請者⇔南房総市）

申請に必要な書類

・若年がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書
・若年がん患者在宅療養生活支援事業に係る意見書
　※意見書の作成料は利用者負担となります。

申請窓口

・健康推進課（三芳保健福祉センター内）

利用決定通知書の送付（南房総市→申請者）

・申請内容を審査し、利用決定通知を郵送します。（利用要件を満たさない場合は、利用不決定通知となります。）

2　サービス利用と支払い（申請者⇔事業者）

・サービス提供事業者と契約を行い、サービスの利用を開始してください。利用決定を受けた場合、申請日以降の利用分から助成対象となります。
・サービス提供事業者から請求された額の全額を、いったん事業者へお支払いください。領収書と明細書（サービス内容・利用回数・金額が記載されたもの）を必ず発行してもらってください。

3　助成金の請求と交付（申請者⇔南房総市）

・以下の書類を、南房総市へ提出していただきます。
　（助成金の請求は１か月単位となります。）
　※サービスを利用した月から１年以内に請求してください。
　　① 若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金交付申請書兼請求書
　　② 事業者が発行した領収書の写し
　　③ 事業者が発行したサービス利用に係る明細書の写し
　　④ 振込先が確認できるもの（通帳の写し等）

交付決定及び額確定の通知書の送付（南房総市→申請者）

・ご提出いただいた請求書の内容を審査し、助成する額を通知します。

助成金の支払い（南房総市→申請者）

・助成金の請求時に指定された口座に振り込みます。（助成要件を満たさない場合は、不交付決定通知を郵送します。）

【お問い合わせ】
南房総市保健福祉部健康推進課
〒２９４－０８１３南房総市谷向１１６番地２
TEL：０４７０－３６－１１５４
FAX：０４７０－２９－７２７１
Email:kenkosuisin@city.minamiboso.lg.jp

南房総市帰農者等支援事業補助金

＜ 申　請 要 領 ＞

本市では、新たな就農機会を捉えて就農意欲を喚起するとともに、多様な担い手を確保・育成することを目的として、定年退職や離職等を機会に農業経営を開始する方（帰農者等）が導入する農業用の機械・設備等の取得費用に対し、予算の範囲内において「南房総市帰農者等支援事業補助金」を交付します。

【申請書類の提出先・問い合わせ先】
〒２９９－２４９２
南房総市富浦町青木２８番地
南房総市役所 農林水産部地域資源再生課　農業支援係
ＴＥＬ：０４７０－３３－１０７３

１．対象者の要件

申請時に、次の要件をすべて満たす方が対象となります。

(1)　交付申請時に、５０歳以上７０歳以下の者

(2)　市内に住所を有する者

(3)　退職又はそれに準ずる日から２年以内であること

(4)　交付申請時に、本人又は農地法(昭和２７年法律第２２９号)第２条第２項に該当する世帯員等が市内に農地を１０a 以上所有又は貸借していること（今後、所有又は賃借が確実に見込まれる者を含む)

(5)　交付申請時から起算して、過去２年間にわたって農産物の出荷、取引の実績がないこと

(6)　交付申請時、今後３年以上にわたって概ね３０a 以上の農業経営に関する計画を有し、申請者名義で出荷、取引をすることが確実に見込まれる者

(7)　過去にこの補助金の交付を受けた者でないこと

(8)　市税の滞納がないこと

(9)　以下のいずれにも該当しない者

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。

② 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に、又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的　で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ　市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

２．補助対象事業

帰農者等が、就農のために必要な単価１０万円以上の農業用の機械、設備等の取得にかかる事業を対象とします。

中古機械等の場合は、中古資産耐用年数が２年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による２年間以上の保証があるものに限る）

ただし、農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性が高いもの、家畜、果樹苗、機械等の取得に係る諸経費等は対象外です。また、他の補助制度と重複するものも対象外です。

※国や県の他の補助制度の適用を受けている事業も補助金の対象外です。

（補助対象外の例）
・軽トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー 等
・工事費、設置費、送料、手数料、修繕費、撤去費 等

３．補助率・補助上限額

補助対象経費の１０分の３以内　上限３０万円

４．補助対象経費

補助金の交付決定を受けた日以降に事業開始（契約・発注）した申請事業に必要な経費で、令和８年２月２７日（金）までに補助対象者による支払行為が完了するものが対象になります。

５．事業実施期間

補助金交付決定の日から令和８年３月３１日（火）まで

※交付決定日以前に着手した取組に係る経費は対象となりません。

６．申請手続

下記の申請書類を作成し、南房総市役所農林水産部地域資源再生課まで郵送又は持参ください。また、必要な様式は、本市ホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

（https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000022005.html）

７．申請書類

（１）交付申請書（第１号様式）

※添付書類

・住民票の写し

・退職の日が分かる資料

・申請時から起算して直近過去２年分の確定申告書の写し

・農地の所有、賃借状況※１が確認できる書類

※１　農地の賃借状況については、以下のいずれかの方法によること。

農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第１項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年５月２７日法律第５６号。以下「令和４年改正法」という。）附則第５条に基づく公告があったもの、令和４年改正法附則第９条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に基づく公告があったものに限る

（２）事業計画書（第２号様式）

※添付書類

・事業費の算出根拠となる見積書（２社以上）、カタログなど

（価格の妥当性を確認するため、２社以上の見積提出をお願いします。）

８．その他留意事項

本補助金の交付は、本申請要領のほか、「南房総市帰農者等支援事業補助金交付要綱」に基づきます。

また、申請に伴い取得した個人情報は、南房総市個人情報の保護に関する法律施行条例などの関係例規等に従い、適切に管理を行います。